

富貴中学校いじめ防止基本方針

武豊町立富貴中学校
令和8年4月1日

1 いじめ防止についての基本的な方針

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る。これらの基本的な考えをもとに教職員が日頃から兆候を見逃さないように努めるとともに、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に対応していく。

「いじめ」の定義 ※平成25年度施行 いじめ防止対策推進法 第二条より

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、「安心・安全に生活できる場」でなくてはならない。教職員は教育活動全体を通して、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに成長できる魅力ある学校づくりを進める。

なお、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめ防止対策組織「いじめ不登校虐待対策委員会」の設置

本校はいじめ防止対策組織である「いじめ不登校虐待対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

委員会において、校長のリーダーシップの下、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう情報の共有を図り、組織として対応する。

委員会は、全職員で構成し、必要に応じてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を加える。

役割

- 「富貴中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と検証・検討を行い取組の改善をする。
- 教職員への共通理解と意識啓発のため、年度初めの職員会議で「富貴中学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- 「教育相談アンケート」や教育相談、学校生活アンケートの結果の集約・分析・考察・対策の検討を行い、実行する。
- 学校だより、ホームページ等を通じて、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果を生徒・保護者・地域住民に発信する。
- いじめがあった場合、あるいはいじめが疑われる場合は正確な事実の把握に努めて、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。また、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーや外部の専門家、警察・児童相談所などの関係機関と連携して対応する。
- いじめ防止に関する校内研修を実施し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- 「富貴中学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載するなど保護者へ周知する。

3 具体的な取組

(1) 「一人を救う」早期発見・早期対応の観点からの取り組み

①見る

問題初期段階に見られる、例えば以下のような小さなサインを見逃さず、迅速に対応する。

- 悪口を言われる、ものがなくなるなどの相談がある。
- 「学校に行きたくない」という欠席連絡が入る。
- 他の生徒から暴力（嫌がらせ含む）を受けたと訴えがある。
- 特定の生徒の席が離れている。
- 教室にゴミが増える。
- 若あゆ日記の活用、生徒とふれあう時間の確保により、生徒の心の動きをとらえ、小さな変化を見逃さない。

② 関わる

積極的な関わりを通して、信頼関係を築くとともに、適切な対応をする。

いじめはどの生徒にもどの学校でも起こり得るもので、誰もが被害者にも加害者にもなり得るという認識の下、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校全体を通じて生徒一人一人に徹底する。いじめが発見された場合は、いじめられている生徒の保護・援助を第一に考え、被害の拡大や継続を食い止める。また、被害生徒、加害生徒ともに心理面でのケアを行い、前向きな生活を送るための支援をする。

③ つなぐ

校内・保護者・関係機関（警察・児童相談所等）との連携の充実を図り、より多くの力で対応する。

○教職員の共通理解のもと一貫性のある粘り強い指導をする。

全教職員で学校としての具体的な指導方針や方法等の共通理解を図り、一貫性のある粘り強い指導をするためにも学年会・生徒指導連絡会を充実させる。

また、ともに支え合う教師集団を目指し、日常的に何でも話し合える雰囲気づくりに心がけ、問題を包み隠さず、教職員間で共有していく姿勢を大切にする。

○組織的な指導を心がける。

学級・学年・部活動等での問題行動を発見したら、全校体制で的確かつ迅速に対応するためにも一人で抱え込まず（一人で解決しようと思わず）、報告をする。教職員が互いの役割や業務分担を十分に理解し、助け合い、創意工夫して協働できるよう定期的な学年会を設定し、学年の主任・生徒指導担当者を中心に学年としての支援体制を整える。また、他の学年の情報を得たり、アドバイスを受けてたりできる生徒指導連絡会を定期的実施し、学校全体で対応する体制を整えるとともに、担任は指導記録をこまめにとり、情報の共有・援助・引き継ぎに努める。

○家庭・地域・関係機関との協力体制を確立する。

家庭訪問、保護者会、学年通信など家庭と日頃から連絡を取り、保護者との信頼関係を深め、常に情報交換できる体制を確立する。

また、日頃から「開かれた学校」であるよう心がけ、積極的に富貴中ファミリー会、その他地域行事に生徒が積極的に参加し、地域の人々との結びつきを深めるよう働きかける。

複雑で多様な問題、緊急性のある問題は教頭・生徒指導主事を窓口適切な関係機関と積極的に連絡を取り合い情報交換・相談する。

< 関係機関 >

- ・半田警察生活安全課少年係 ・知多福祉相談センター ・医療機関 ・保護司
- ・民生児童委員、主任児童委員 など

職務別いじめ早期発見・早期対応のための具体的措置

○学級担任

- ・生徒との信頼関係を築き、教育相談、各種アンケート、若あゆ日記などから、生徒が示す小さな変化を見逃さない。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め暴力を伴ういじめの場合は複数の教員で対応する。
- ・生徒、保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴する。
- ・いじめを発見、通報があった場合は速やかに関係生徒から聞き取りを行い、実態把握を迅速に行う。（関係生徒が複数の場合は同じ時間に個別に行う）
- ・いじめやいじめと疑われる行為があった場合、関係生徒、把握できた実態、指導の過程、事後の見守りなどを記録する。

○養護教諭

- ・保健室を利用する生徒等との関わりでその生徒が抱える悩みなどを聞き取り、必要に応じて担任に伝える。
- ・健康診断や、保健室の利用状況から、生徒の様子を把握する。

○学年主任、教務主任、生徒指導主事、保健主事、主幹教諭

- ・休み時間の校内指導を行い、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。
- ・生徒と担任が、相談活動がしやすいような体制をつくる。（時間帯変更、特別週間の設定）
- ・生徒と最も近い位置にいる保護者が見通しをもち、落ち着いて対応できるよう、保護者へも第三者（スクールソーシャルワーカーなど）との関わりを提案する。
- ・生徒、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、担任などの関係が円滑に機能しているかを定期的に点検する。

(2) 「新たな一人を出さない」取組 ～「はつらつとした中学校生活」の構築に向けて～

① 学級づくり

- 1、好ましい人間関係づくり → 共感的な人間関係を基盤にする
- 2、一人一人の居場所づくり → 自己決定の場を与える
- 3、自分らしさが輝く場面づくり → 自己有用感を与える

教師は学級（学校）が生徒にとって安心して自己を生かせる場、個性や能力を発揮できる場となるように努める。また、生徒が多様な集団や組織（部活動・生徒会・委員会・各行事の係など）と関わり、心の結びつきや信頼感の中で主体的な学びを進め、協働の活動や体験を通して社会性を身につけられるような学級づくりに努める。自己有用感を高める「絆づくり」に努め、基本的な生活習慣、善悪の判断・実行力、思いやる気持ちを育成・確立していくよう指導に当たる。

② 生徒理解

生徒を一人の人間として尊重し、温かく接し、共感的な人間関係を基盤とするよう心がける。そのためにも、若あゆ日記を活用したり、生徒とのふれあいを大切したりして、教育相談活動を定期的・計画的に実施し、スクールカウンセラー等を有効に活用し、一人一人の思いを多面的にとらえ、生徒理解に努める。

こまめに指導記録をとり、指導を振り返ったり検証したりする。

③ 未然防止

「～になりそうだった」「～するところだった」などの未然事例を見逃さず対処し、またそれらの未然事例を学年会・生徒指導連絡会で報告し、その原因と課題を検証し、未然防止に努める。

④ わかる授業

生徒が前向きな態度で学校生活を送るために、「勉強がわかる」「学習が楽しい」といった充足感をもつことが大切である。

生徒と教師、生徒同士の間で心の通った温かい人間関係の基盤を構築するためにも、生徒一人一人が意欲的に学習に取り組み、少人数指導・習熟度別指導の導入を含めわかる授業づくりを工夫する。

職務別いじめ未然防止のための具体的措置

○学級担任・教科担任

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気学級全体でつくる。
- ・はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にし、わかりやすい授業づくりを進める。
- ・不適切な言動により生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう気をつける。

○養護教諭

- ・学校保健安全委員会や常時的な委員会活動などの場面でいのちの大切さを取り上げ、生命尊重の意識高揚を図る。

○学年主任、教務主任、生徒指導主事、保健主事、主幹教諭

- ・定期的に全校集会、学年集会などでいじめ問題について触れ、「いじめは絶対許されない」という雰囲気をつくる。
- ・道徳、人権教育、読書活動、体験活動などに計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感、自己肯定感が高められるような場面をつくる。
- ・生徒会によるいじめ撲滅運動やあいさつ運動などの生徒主体で参加する取組を進める。
- ・生徒自身がSOSを発信できる場所や機会（電話相談、SNS相談を含む）など、学校のみでなく、様々な社会資源のネットワークを活用する方法を、生徒に情報提供する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合の対応

重大事態が生じた場合は、速やかに武豊町教育委員会に報告をし、対応する。

生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じている（生じる恐れがある）場合は直ちに生徒指導主事（教頭）が半田警察生活安全課少年係に相談、情報提供し、援助を求める。

(2) 学校全体での支援体制と適切な対応

学校が事実に関する調査を実施する場合は、委員会を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果

調査結果については、被害生徒、保護者等に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・改善・見直し

○学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N）で適宜、生徒指導連絡会で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

○いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による見直し及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習など学校教育活動全体を通じて計画的・系統的な取り組み

(1)～(3)は持続可能な開発のための教育(E S D)の推進にもつながる大切な取り組みとして学校教育全体で計画的・系統的に指導する。

(1) 情報モラル教育の推進

コンピュータや携帯電話の普及により、情報の収集や表現、発信が容易になった反面、生徒がトラブルに巻き込まれることや、インターネット掲示板やメールなどでのいじめが社会的に深刻な状況であることから、情報モラルを身につけさせる学習活動を行う。

情報モラル＝情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度

学習活動の例

① 情報社会における正しい判断力や望ましい態度などこころの教育に関すること

ア、情報発信による他人や社会への影響について考え、発信する情報や情報社会での行動に対する責任について考えさせる学習活動

・ ネット上の迷惑行為 ・ チェーンメール ・ 誹謗中傷、デマ など

イ、情報に関する自分や他者の権利を尊重することの大切さについて考えさせる学習活動

・ 著作権 ・ 肖像権 など

ウ、ネットワーク上のルールやマナーを守るものの意味や責任について考えさせる学習活動

・ メールや掲示板での誹謗中傷の書き込み ・ なりすまし

・ 不正アクセス ・ 不正請求 ・ 詐欺 ・ 個人情報 など

② 安全に生活するための知識・技術・健康への影響など情報安全教育に関すること

ア、誤った情報や危険な情報など不適切な情報への対処について考えさせる学習活動

・ 匿名性の利点と危険性 ・ なりすましの問題点や危険性

・ 出会い系の危険性 など

イ、情報を正しく安全に利用することの意義について考えさせる学習活動

・ 個人情報の取り扱い など

ウ、情報セキュリティの基本や健康を害するような行動について考えさせる学習活動

・ IDやパスワード管理 ・ 情報流出 ・ 利用時間と健康 など

(2) いのちの教育の推進

自他のいのちを大切にす「いのちの教育」を継続的に進める。

学校医・学校薬剤師・助産師・警察などの関係機関の協力を得て、学校・学年全体で薬物乱用防止教室、性指導など学校保健、学校安全に係わる学習活動を展開する。

(3) 人権教育の推進

人権尊重の精神に基づき差別や偏見を許さない社会の実現を目指して積極的に取り組もうとする意欲と実践的な態度を育てる。その中で、よりよく問題を解決していくためにも「コミュニケーション能力や判断力」「違いを認め、受容する力」「肯定的な人間関係をつくる力」を身につけさせる。

① 各教科

互いの考えを認め合い、一人一人の児童が授業の中で存在感を味わうことのできる学習に心がける。

② 道徳・特別活動・総合的な学習

○ 福祉実践教室(1年生)

車いす、ガイドヘルプ、手話、点字、防災などの体験活動を通して、介助する側や介助される側のそれぞれの思いを共感的にとらえる。

○ 異学年交流活動(生徒会・委員会・体育祭・部活動)

異学年との交流活動により、自発的・自主的な活動する力や互いを思いやる行動する力を高める。